



第1回

月潟村社会福祉大会開催

去る二月一日「月寿狂」で
「第一回月潟村社会福祉大
会」が、村社会福祉協議会主
催で開催されました。

この大会は、与えられる福
祉から求める福祉に脱皮し、
村民に福祉の精神を理解して
もらう場にしようと計画され
たもの。この日は、「老人ク
ラブ」「身体障害者」「まつば
ら」、「求めの福祉」の記念講演。
柴野清一先生は、終始和やか
な雰囲気の中で、人生の樂し
さを教えになられました。

▲体験発表された四氏
和平さん、佐藤さん。

忠作さんは「孫と私の役割」と題し、障害児教育の苦労と成長の樂しみを発表。まつばら会代表として、青柳トイさんは「今、想う事」と題し、まつばら会活動の喜びを発表。又、ありの実会代表として、佐藤耕治さんは「ありの実会について」と題し、精神障害者の現状と社会復帰施設の建設を要請されました。

午後からは、大会のテーマ

○

受給資格者

○

暫定措置

○

63年度

62年度

61年度

60年度

59年度

58年度

57年度

56年度

55年度

54年度

53年度

52年度

51年度

50年度

49年度

48年度

47年度

46年度

45年度

44年度

43年度

42年度

41年度

40年度

39年度

38年度

37年度

36年度

35年度

34年度

33年度

32年度

31年度

30年度

29年度

28年度

27年度

26年度

25年度

24年度

23年度

22年度

21年度

20年度

19年度

18年度

17年度

16年度

15年度

14年度

13年度

12年度

11年度

10年度

09年度

08年度

07年度

06年度

05年度

04年度

03年度

02年度

01年度

00年度

99年度

98年度

97年度

96年度

95年度

94年度

93年度

92年度

91年度

90年度

89年度

88年度

87年度

86年度

85年度

84年度

83年度

82年度

81年度

80年度

79年度

78年度

77年度

76年度

75年度

74年度

73年度

72年度

71年度

70年度

69年度

68年度

67年度

66年度

65年度

64年度

63年度

62年度

61年度

60年度

59年度

58年度

57年度

56年度

55年度

54年度

53年度

52年度

51年度

50年度

49年度

48年度

47年度

46年度

45年度

44年度

43年度

42年度

41年度

40年度

39年度

38年度

37年度

36年度

35年度

34年度

33年度

32年度

31年度

30年度

29年度

28年度

27年度

26年度

25年度

24年度

23年度

22年度

21年度

20年度

19年度

18年度

17年度

16年度

15年度

14年度

13年度

12年度

11年度

10年度

09年度

08年度

07年度

06年度

05年度

04年度

03年度

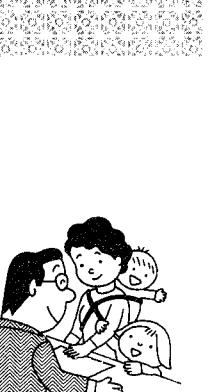
02年度

01年度

00年度

児童手当

2人目の子供から



昭和62年2月15日発行

広報つきがた

成人病予防週間 2月1日～2月7日

講演会

成人病と眼

講師に、大西 英子先生



▲熱心に耳を傾ける100名余の聴講者



昭和四年大字月潟生まれ
昭和三十年新潟大学医学部卒
昭和三十六年～五十三年
県立ガンセンター新潟病院眼
科部長
昭和五十三年～ 眼科医院開業するかたわらボラティアで
活動中

『大人病』というと、がん・心臓・脳卒中……と死亡順位でも上位を占めます。最も大切なことは、自己の健康管理であって診断された病気がそれ以上進むことなく快方を考え治療継続に専念する。又、健康に自信があつても必ず一年回の健診を受けた時は、すでに十年を経過しているなど成人病と深い関係があります。そして健前面では、老眼、涙が出る、白内障（白そこの）があつて一般には老化減少のあらわれの一つともいわれます。

病的なものでは、動脈硬化、高血圧、腎臓病、糖尿病、白内障、緑内障、その他（血液疾患、脳梗塞と視野、脳腫瘍と視力視野、ベセドウ氏病）があつて、眼底検査によって症状がわかります。

今後も、各種講演会を計画しておりますのでご参加ください。なお、六十二年度の総合検診から全員、眼底検査が行われますので、ぜひ受診され自己的の健康管理にお役立てください。

対象となりましたが「経過措置」として、昭和六十二年四月一日から対象範囲が次のように変わります。

○受給資格者

○暫定措置

●61年度 第二子分は昭和六十年六月一日現在で満二歳未満、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●62年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供についても義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●63年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●64年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●65年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●66年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●67年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●68年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●69年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●70年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●71年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●72年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●73年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●74年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●75年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●76年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●77年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●78年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●79年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●80年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●81年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●82年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●83年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●84年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●85年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●86年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●87年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●88年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●89年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供については一人につき月額二、五〇〇円、三人目以降の子供については一人につき月額五、〇〇〇円。

●90年度 第二子、第三子以降分は義務教育就学前の子供